

法 学 号 外
平成 29 年 4 月 10 日

各 私 立 学 校 長
各 私 立 学 校 設 置 者
(小・中) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等
に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 佐藤

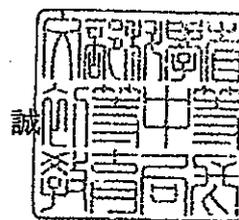
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

28文科初第1864号
平成29年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各指定都市市長
各国公立大学学長
各指定養成機関の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠



(印影印刷)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）

このたび、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）等の施行に伴い、同法に規定する施設の名称が変更されたこと等を踏まえ、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正を行いました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、各位におかれては、事務処理上遺漏ないように願います。なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長にあつては、貴管下の関係機関等に対して、本改正の周知を行うとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。



記

第一 改正の内容

第二条に規定する介護等の体験を行う施設について

- (1) 第二条第一号に規定する「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改めたこと。
- (2) 第二条第一号に規定する「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設に改めたこと。
- (3) 第二条第九号の二に規定する施設の根拠法の名称「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めたこと。

第二 施行期日等

- (1) 第二条第一号に規定する「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分
公布の日から施行し平成二十四年四月一日から適用する。
- (2) 第二条第一号に規定する「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設に改める部分
平成二十九年四月一日から施行する。
- (3) 第二条第九号の二に規定する施設の根拠法の名称「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分
公布の日から施行し平成二十五年四月一日から適用する。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課 若林

電話：03-5253-4111(内線：2033)

○文部科学省令第十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定により読み替えて適用される教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心

身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第九号の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

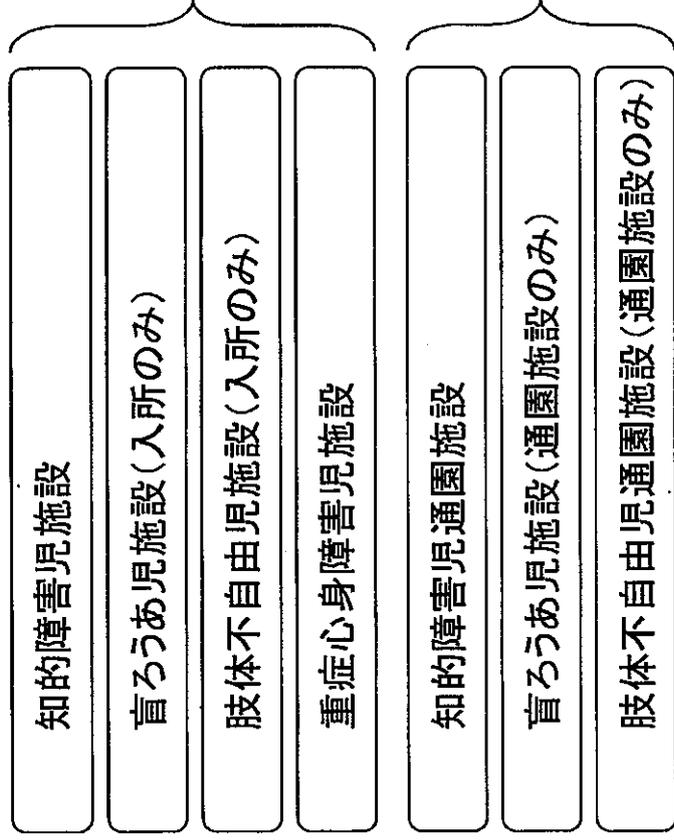
この省令は、公布の日から施行し、第二条第一号の改正規定中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分は平成二十四年四月一日から、同条第九号の二の改正規定は平成二十五年四月一日から適用する。ただし、第二条第一号の改正規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める部分は、平成二十九年四月一日から施行する。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）（抄）

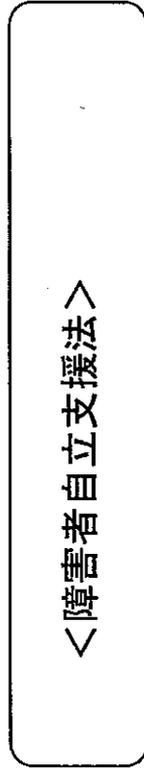
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護等の体験を行う施設）</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>二〇九（略）</p> <p>九の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター</p> <p>十（略）</p>	<p>（介護等の体験を行う施設）</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>二〇九（略）</p> <p>九の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター</p> <p>十（略）</p>

①平成24年4月1日施行
〈児童福祉法〉



②平成25年4月1日施行



③平成29年4月1日施行
〈児童福祉法〉

